

## 議案第9号

葛飾区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月19日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の4第1項及び第2項、第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）及び指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。）の事業の人員、設備及び運営に関する基準等について定めるものとする。

(指定地域密着型サービス事業の申請者の資格)

第2条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の規定により条例で定める基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の規定の例による。

(指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格)

第4条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第5条 法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の規定により条例で定める基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の規定の例による。

(区域外の事業所の指定基準の特例)

第6条 第2条から前条までの規定にかかわらず、法78条の2第1項又は法第115条の12第1項の申請に係る事業所が葛飾区の区域の外にある場合は、法第42条の2第1項本文又は法第54条の2第1項本文の指定は、その所在地の市町村（特別区を含む。）の定める基準により行うことができる。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。